

新	旧
<p>(P206)【文章修正】 (1)文化財の保存・活用の現状と今後の方針 県指定74件 市登録の有形・無形の文化財5件</p> <p>第5章 文化財の保存及び活用に関する事項</p> <p>1. 市全体に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針</p> <p>本市には、国指定の文化財26件、県指定74件、市指定83件の有形・無形の文化財が所在している。このほか国登録の有形文化財37件と記念物1件、市登録の有形・無形の文化財5件、国・県・市の記録選択となっている無形の民俗文化財が4件ある。</p> <p>これらの指定文化財などは、文化財保護法、大分県文化財保護条例、大分市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきており、今後も引きつづき保護を図る。また、所有者などの理解のもと、その価値を広く認知し、後世に受け継いでいくため、歴史的建造物の公開・活用や情報発信、ユニバーサルデザインへの取り組みを進める。</p> <p>未指定の文化財については、文化財の指定・登録が進むよう、大学などの研究機関と連携し、歴史的建造物などに関する調査成果の推進や共有を図るとともに、その価値が認められたものについては、文化財指定・登録制度を活用し、保存管理や活用が図られるよう、計画的に修理・整備、防災対策などを実施する。また、第3章で挙げた「歴史的風致の周辺環境整備及び景観に関する課題」や「歴史的風致の情報発信と観光への活用に関する課題」などは、課題解決に向けた方針に基づき対応していく。</p> <p>なお、「文化財保存活用地域計画」については大分県による「文化財保存活用大綱」が策定されたのち、その内容を踏まえつつ策定に向けた検討を進める。</p>	<p>(P206)【文章修正】 (1)文化財の保存・活用の現状と今後の方針 県指定73件 市登録の有形・無形の文化財3件</p> <p>第5章 文化財の保存及び活用に関する事項</p> <p>1. 市全体に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針</p> <p>本市には、国指定の文化財26件、県指定73件、市指定83件の有形・無形の文化財が所在している。このほか国登録の有形文化財37件と記念物1件、市登録の有形・無形の文化財3件、国・県・市の記録選択となっている無形の民俗文化財が4件ある。</p> <p>これらの指定文化財などは、文化財保護法、大分県文化財保護条例、大分市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきており、今後も引きつづき保護を図る。また、所有者などの理解のもと、その価値を広く認知し、後世に受け継いでいくため、歴史的建造物の公開・活用や情報発信、ユニバーサルデザインへの取り組みを進める。</p> <p>未指定の文化財については、文化財の指定・登録が進むよう、大学などの研究機関と連携し、歴史的建造物などに関する調査成果の推進や共有を図るとともに、その価値が認められたものについては、文化財指定・登録制度を活用し、保存管理や活用が図られるよう、計画的に修理・整備、防災対策などを実施する。また、第3章で挙げた「歴史的風致の周辺環境整備及び景観に関する課題」や「歴史的風致の情報発信と観光への活用に関する課題」などは、課題解決に向けた方針に基づき対応していく。</p> <p>なお、「文化財保存活用地域計画」については大分県による「文化財保存活用大綱」が策定されたのち、その内容を踏まえつつ策定に向けた検討を進める。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P208)【文章修正】 (6)文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針 「、市内全戸に年1回閲覧する「文化財だより」の発行」の削除</p> <p>(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針</p> <p>本市では文化財の存在とその価値について周知するため、文化財マップの作成や文化財情報のホームページ掲載、市内全戸に年1回閲覧する「文化財だより」の発行など、様々な情報媒体を活用している。また、学校教育では、小・中学校を対象に大友氏に関する副読本を活用した授業の開催や地区公民館などで行う生涯学習、大分市歴史資料館による企画展示や講座などを通して歴史や文化を学ぶ機会を創出している。</p> <p>今後は、これまでの取り組みとあわせて、統一されたデザインの案内板の整備やパンフレットの作成、既に公開している情報の更新、企画展示の充実、講演会やシンポジウムの開催などを通じて、文化財の保全や活用に関する市民意識の醸成に取り組む。</p> <p>また、森林セラピーロードやサイクリングロード整備などの取り組みと連携し歴史的風致のストーリーを生かした新たな回遊ルートの設定などにも取り組む。</p> <p>加えて、これまで実施している文化財所有者や保持団体、文化財愛護団体などの伝統文化の保存に関連する団体への補助・助成を引きつづき実施し、市民の積極的な普及・啓発活動への参画を支援する。</p>	<p>(P208)【文章修正】 (6)文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針 、市内全戸に年1回閲覧する「文化財だより」の発行</p> <p>(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針</p> <p>本市では文化財の存在とその価値について周知するため、文化財マップの作成や文化財情報のホームページ掲載、市内全戸に年1回閲覧する「文化財だより」の発行など、様々な情報媒体を活用している。また、学校教育では、小・中学校を対象に大友氏に関する副読本を活用した授業の開催や地区公民館などで行う生涯学習、大分市歴史資料館による企画展示や講座などを通して歴史や文化を学ぶ機会を創出している。</p> <p>今後は、これまでの取り組みとあわせて、統一されたデザインの案内板の整備やパンフレットの作成、既に公開している情報の更新、企画展示の充実、講演会やシンポジウムの開催などを通じて、文化財の保全や活用に関する市民意識の醸成に取り組む。</p> <p>また、森林セラピーロードやサイクリングロード整備などの取り組みと連携し歴史的風致のストーリーを生かした新たな回遊ルートの設定などにも取り組む。</p> <p>加えて、これまで実施している文化財所有者や保持団体、文化財愛護団体などの伝統文化の保存に関連する団体への補助・助成を引きつづき実施し、市民の積極的な普及・啓発活動への参画を支援する。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P209)【文章修正】 (7)埋蔵文化財の取扱いに関する方針 本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は425カ所</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針 本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は425カ所存在する。これらは、重要な歴史的遺産であり、文化財保護法に基づく保護措置が求められる。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、文化財保護法の規定に基づく事前の届出などが必須であり、また、埋蔵文化財包蔵地以外の場所で遺跡が発見された場合においても届出が必要であることなど、法に定められた届出義務を周知するとともに、開発に関わる事業者などと十分な協議のうえ、その保存を図るよう調整に努める。</p> <p>開発事業に伴い、法の規定に基づく届出などがあった場合には、速やかに県教育長へ進達し、その指示にしたがって適切な保護措置をとるものとし、確認調査や本発掘調査が必要となった場合には、調査着手時及び調査終了後に県教育長に報告するとともに、調査に関して県から指導があった場合にはそれに従う。</p> <p>なお、近世の遺跡についても、府内城城下町跡、鶴崎御茶屋跡など、周知の埋蔵文化財包蔵地としているものについては、中世以前の遺跡と同様に保護の対象としていく。</p>	<p>(P209)【文章修正】 (7)埋蔵文化財の取扱いに関する方針 本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は422カ所</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針 本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は422カ所存在する。これらは、重要な歴史的遺産であり、文化財保護法に基づく保護措置が求められる。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、文化財保護法の規定に基づく事前の届出などが必須であり、また、埋蔵文化財包蔵地以外の場所で遺跡が発見された場合においても届出が必要であることなど、法に定められた届出義務を周知するとともに、開発に関わる事業者などと十分な協議のうえ、その保存を図るよう調整に努める。</p> <p>開発事業に伴い、法の規定に基づく届出などがあった場合には、速やかに県教育長へ進達し、その指示にしたがって適切な保護措置をとるものとし、確認調査や本発掘調査が必要となった場合には、調査着手時及び調査終了後に県教育長に報告するとともに、調査に関して県から指導があった場合にはそれに従う。</p> <p>なお、近世の遺跡についても、府内城城下町跡、鶴崎御茶屋跡など、周知の埋蔵文化財包蔵地としているものについては、中世以前の遺跡と同様に保護の対象としていく。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P209)【文章修正】 (8)文化財行政の体制と今後の方針 専門職員として18名(考古・史跡調査13名、文献調査2名、民俗調査1名、記念物調査担当2名)、事務職員13名、会計年度任用職員25名</p> <p>未指定の文化財を市指定又は登録する 大分市文化財保護条例第20条第3項又は第46条第2項</p> <p>(8)文化財行政の体制と今後の方針 本市における文化財関連業務は、教育委員会が担当しており、専門職員として18名(考古・史跡調査13名、文献調査2名、民俗調査1名、記念物調査担当2名)、事務職員13名、会計年度任用職員25名を配置している。</p> <p>文化財の保存・活用に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号の規定により、教育委員会の職務権限とされていることから、文化財課が関連する取り組みを推進するものとする。</p> <p>また、歴史的風致を維持・向上させる上で、未指定の文化財を市指定又は登録することを目指す場合には、大分市文化財保護条例第20条第3項又は第46条第2項に基づき、設置している大分市文化財保護審議会(考古、古代史、中世史、近世史、建築史、民俗、美術、工芸、動物、植物の10名)に諮り、検討するものとする。今後も現在の体制を基本に文化財の保存・活用を図り、必要に応じて「大分市歴史的風致維持向上検討協議会」との連携を図る。</p>	<p>(P209)【文章修正】 (8)文化財行政の体制と今後の方針 専門職員として19名(考古・史跡調査13名、文献調査2名、建造物保存修理1名、民俗調査1名、記念物調査担当2名)、事務職員14名、会計年度任用職員30名</p> <p>未指定の文化財を市指定 大分市文化財保護条例第20条第3項</p> <p>(8)文化財行政の体制と今後の方針 本市における文化財関連業務は、教育委員会が担当しており、専門職員として19名(考古・史跡調査13名、文献調査2名、建造物保存修理1名、民俗調査1名、記念物調査担当2名)、事務職員14名、会計年度任用職員30名を配置している。</p> <p>文化財の保存・活用に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号の規定により、教育委員会の職務権限とされていることから、文化財課が関連する取り組みを推進するものとする。</p> <p>また、歴史的風致を維持・向上させる上で、未指定の文化財を市指定とすることを目指す場合には、大分市文化財保護条例第20条第3項に基づき、設置している大分市文化財保護審議会(考古、古代史、中世史、近世史、建築史、民俗、美術、工芸、動物、植物の10名)に諮り、検討するものとする。今後も現在の体制を基本に文化財の保存・活用を図り、必要に応じて「大分市歴史的風致維持向上検討協議会」との連携を図る。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P210)【団体一覧の修正】 植田史跡探訪歩こう会、 本神崎文化財愛護少年団(こうざきワンプクスポーツ少年団)の削除</p> <p>○団体一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国分文化財愛護少年団 ・宮苑文化財愛護少年団 ・丑殿古墳文化財愛護少年団(上片面子ども会) ・常行文化財愛護少年団 ・森岡文化財愛護少年団 ・植田史跡探訪歩こう会 ・鶴崎地区文化財研究会 ・大分市大在地区文化財研究会 ・大南地区文化財同好会 ・坂ノ市地区郷土史愛好会 ・本神崎文化財愛護少年団(こうざきワンプクスポーツ少年団) ・NPO法人 鶴崎文化研究会 ・神楽団体 <p>岡倉神楽保存会、大内神楽、自家神楽、伊与床五柱神社神楽社、細神楽、二日川神楽保存会、片島里神楽、小池原神楽、羽田神楽、霜疑神社下郡神楽保存会、二豊神楽、上判田米良神楽保存会、西寒多子ども神楽、神崎神楽、国分神楽社、松岡神楽、日吉子供神楽保存会、馬場子供神楽保存会、岡倉こども神楽保存会、長浜神楽保存会、大志神楽会、大分神楽社、上戸次こども神楽クラブ、小池原こども神楽</p>	<p>(P210)【団体一覧の修正】 植田史跡探訪歩こう会、 本神崎文化財愛護少年団(こうざきワンプクスポーツ少年団)</p> <p>○団体一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国分文化財愛護少年団 ・宮苑文化財愛護少年団 ・丑殿古墳文化財愛護少年団(上片面子ども会) ・常行文化財愛護少年団 ・森岡文化財愛護少年団 ・植田史跡探訪歩こう会 ・鶴崎地区文化財研究会 ・大分市大在地区文化財研究会 ・大南地区文化財同好会 ・坂ノ市地区郷土史愛好会 ・本神崎文化財愛護少年団(こうざきワンプクスポーツ少年団) ・NPO法人 鶴崎文化研究会 ・神楽団体 <p>岡倉神楽保存会、大内神楽、自家神楽、伊与床五柱神社神楽社、細神楽、二日川神楽保存会、片島里神楽、小池原神楽、羽田神楽、霜疑神社下郡神楽保存会、二豊神楽、上判田米良神楽保存会、西寒多子ども神楽、神崎神楽、国分神楽社、松岡神楽、日吉子供神楽保存会、馬場子供神楽保存会、岡倉こども神楽保存会、長浜神楽保存会、大志神楽会、大分神楽社、上戸次こども神楽クラブ、小池原こども神楽</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P213)【文章修正】 (7)埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 「周知の埋蔵文化財包蔵地」全425箇所</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画</p> <p>市内で現在確認されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」全425箇所のうち、重点区域内に存在するものは24箇所ある。中でも^{ゆすはら}柞原八幡宮遺跡、^{ふない}府内城下町跡、^{ちゅうせい}中世大友府内町跡、^{うえの}上野遺跡群、^{せいけ}勢家遺跡の5遺跡については大分市の歴史上特に重要と考えられるため、慎重な対応が必要である。</p>	<p>(P213)【文章修正】 (7)埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 「周知の埋蔵文化財包蔵地」全422箇所</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画</p> <p>市内で現在確認されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」全422箇所のうち、重点区域内に存在するものは24箇所ある。中でも^{ゆすはら}柞原八幡宮遺跡、^{ふない}府内城下町跡、^{ちゅうせい}中世大友府内町跡、^{うえの}上野遺跡群、^{せいけ}勢家遺跡の5遺跡については大分市の歴史上特に重要と考えられるため、慎重な対応が必要である。</p>

■新旧対照表

新							旧						
(P250~252)【文化財一覧の修正】 大分市にある県指定等文化財一覧 ア 重要文化財 1件追加							(P250~252)【文化財一覧の修正】 大分市にある県指定等文化財一覧 ア 重要文化財						
(P250)							(P250)						
大分市にある県指定文化財一覧 ア 重要文化財							大分市にある県指定文化財一覧 ア 重要文化財						
番号	名称または物件	所在地	所有者 または 管理団体	指定年月日	摘要	参考	番号	名称または物件	所在地	所有者 または 管理団体	指定年月日	摘要	参考
①	柞原八幡宮文書 附絵図	八幡	柞原八幡宮	昭和 35. 3. 22	絵図のみ	江戸時代	①	柞原八幡宮文書 附絵図	八幡	柞原八幡宮	昭和 35. 3. 22	絵図のみ	江戸時代
②	八幡宇佐宮 御託宣集附裏書	八幡	柞原八幡宮	昭和 35. 3. 22	宇佐神宮に関する記録16巻と裏書2からなる 文明2年(1470)	室町時代	②	八幡宇佐宮 御託宣集附裏書	八幡	柞原八幡宮	昭和 35. 3. 22	宇佐神宮に関する記録16巻と裏書2からなる 文明2年(1470)	室町時代
③	詫摩文書	大分市 歴史資料館	個人所有	昭和 35. 3. 22	合計 11 巻 286 点の文書 嘉応元年(1169)～慶長16年(1611)	平安時代末期～ 江戸時代初期	③	詫摩文書	大分市 歴史資料館	個人所有	昭和 35. 3. 22	合計 11 巻 286 点の文書 嘉応元年(1169)～慶長16年(1611)	平安時代末期～ 江戸時代初期
④	都甲文書	大分県立 先哲史料館	個人所有	昭和 35. 3. 22	合計4巻 90通	平安～江戸時代	④	都甲文書	大分県立 先哲史料館	個人所有	昭和 35. 3. 22	合計4巻 90通	平安～江戸時代
⑤	刀	森	個人所有	昭和 43. 3. 29	豊州高田庄 藤原行長 慶長5年(1600)	戦国時代	⑤	刀	森	個人所有	昭和 43. 3. 29	豊州高田庄 藤原行長 慶長5年(1600)	戦国時代
⑥	刀	田尻	個人所有	昭和 40. 3. 9	銘 貞行 応永時代	室町時代前半	⑥	刀	田尻	個人所有	昭和 40. 3. 9	銘 貞行 応永時代	室町時代前半
⑦	岐部文書	大分県立 先哲史料館	個人所有	昭和 44. 3. 22	岐部南賊衆の中世文書	室町時代	⑦	木造不動明王坐像	上野丘	金剛宝成寺	昭和 44. 3. 22	樟材 寄木造 像高 86. 3cm	平安時代後期
⑧	木造不動明王坐像	上野丘	金剛宝成寺	昭和 44. 3. 22	樟材 寄木造 像高 86. 3cm	平安時代後期	⑧	木造不動明王立像	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	樟材 寄木造 像高 78. 8cm	鎌倉時代末期～ 南北朝時代初期
⑨	木造不動明王立像	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	樟材 寄木造 像高 78. 8cm	鎌倉時代末期～ 南北朝時代初期	⑨	木造女神形坐像	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	樟材 一木造 像高 39. 5cm	平安時代後期
⑩	木造女神形坐像	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	樟材 一木造 像高 39. 5cm	平安時代後期	⑩	木造菩薩形坐像	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	樟材 一木造 像高 46. 6cm	〃
⑪	木造菩薩形坐像	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	樟材 一木造 像高 46. 6cm	〃	⑪	木造祖師形坐像	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	樟材 一木造 像高 54. 8cm	平安時代末期
⑫	木造祖師形坐像	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	樟材 一木造 像高 54. 8cm	平安時代末期	⑫	板彫多聞天立像	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	樟材 一木造 像高 78. 4cm	鎌倉時代
⑬	板彫多聞天立像	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	樟材 一木造 像高 78. 4cm	鎌倉時代	⑬	板彫不動明王立像	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	樟材 一木造 像高 76. 9cm	〃
⑭	板彫不動明王立像	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	樟材 一木造 像高 76. 9cm	〃	⑭	紙本着色山原八幡宮 縁起絵巻附麻書二通	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	絵 土佐光茂 詞 青蓮院宮尊徳法親王	室町時代
⑮	紙本着色山原八幡宮 縁起絵巻附麻書二通	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	絵 土佐光茂 詞 青蓮院宮尊徳法親王	室町時代	⑮	紺紙金泥増老阿含経	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	11 紙 縦 34cm 横 64. 2cm 文和4年(1355)に尼法忍により施入	平安時代末期
⑯	紺紙金泥増老阿含経	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	11 紙 縦 34cm 横 64. 2cm 文和4年(1355)に尼法忍により施入	平安時代末期	⑯	山水画縁起絵巻 納箱	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	銘 元和八年(1622)中川秀征(圓藩2代藩主)寄進	江戸時代初期
⑰	山水画縁起絵巻 納箱	八幡	柞原八幡宮	昭和 45. 3. 31	銘 元和八年(1622)中川秀征(圓藩2代藩主)寄進	江戸時代初期	⑰	紙本着色腹図 六曲屏風一雙	上野丘	円寿寺	昭和 46. 3. 23	土佐派の画風春隻と秋隻(各)150. 0×52. 5cm	江戸時代中期
⑱	紙本着色腹図 六曲屏風一雙	上野丘	円寿寺	昭和 46. 3. 23	土佐派の画風春隻と秋隻(各)150. 0×52. 5cm	江戸時代中期	⑱	紺本着色柿本人麿図	上野丘	円寿寺	昭和 46. 3. 23	土佐信実筆の墨書あり 縦34. 5cm 横37. 5cm	鎌倉時代後期
⑲	紺本着色柿本人麿図	上野丘	円寿寺	昭和 46. 3. 23	土佐信実筆の墨書あり 縦34. 5cm 横37. 5cm	鎌倉時代後期	⑲	紙本着色風俗画	大分県立 美術館	宗玄寺	昭和 53. 3. 31	大分県杵築市宗玄寺所有 大分県立美術館 寄託	
⑳	紙本着色風俗画	大分県立 美術館	宗玄寺	昭和 53. 3. 31	大分県杵築市宗玄寺所有 大分県立美術館 寄託		㉑	安藤家刀	横尾	個人所有	昭和 54. 5. 15	銘 豊州高田住大和太極藤原貞行 平成16. 6. 21所有者変更による	
㉑	安藤家刀	横尾	個人所有	昭和 54. 5. 15	銘 豊州高田住大和太極藤原貞行 平成16. 6. 21所有者変更による		㉒	中間石幢	志津留	共有	昭和 55. 4. 8	造立者の墨書銘あり 応永6年(1399)造立	室町時代
㉒	中間石幢	志津留	共有	昭和 55. 4. 8	造立者の墨書銘あり 応永6年(1399)造立	室町時代	㉓	万年橋	寒田	西寒多神社	昭和 55. 4. 8	文久2年(1862)建造(西寒多神社境内)	江戸時代
㉓	万年橋	寒田	西寒多神社	昭和 55. 4. 8	文久2年(1862)建造(西寒多神社境内)	江戸時代	㉔	金剛宝成寺 木造釈迦如来立像	上野丘	金剛宝成寺	昭和 57. 3. 30	樟材 寄木造 像高161. 6cm	鎌倉時代
㉔	金剛宝成寺 木造釈迦如来立像	上野丘	金剛宝成寺	昭和 57. 3. 30	樟材 寄木造 像高161. 6cm	鎌倉時代	㉕	豊後国諸候地帳	大分県立 先哲史料館	大分県	昭和 57. 3. 30	文禄2年(1593)7冊 他全82冊 平成9年大分県立先哲史料館	安土桃山～ 江戸時代初期
㉕	豊後国諸候地帳	大分県立 先哲史料館	大分県	昭和 57. 3. 30	文禄2年(1593)7冊 他全82冊 平成9年大分県立先哲史料館	安土桃山～ 江戸時代初期	㉖	太刀	坂ノ市	個人所有	昭和 63. 3. 15	銘 豊州之住人直宗作 応永十八年(1411) 口月十五日	室町時代
㉖	太刀	坂ノ市	個人所有	昭和 63. 3. 15	銘 豊州之住人直宗作 応永十八年(1411) 口月十五日	室町時代	㉗	木造聖徳太子立像	上野丘	金剛宝成寺	平成 9. 3. 25	樟材 寄木造 像高68cm	鎌倉時代後期～ 南北朝時代
㉗	木造聖徳太子立像	上野丘	金剛宝成寺	平成 9. 3. 25	樟材 寄木造 像高68cm	鎌倉時代後期～ 南北朝時代	㉘	刀	大道町	個人所有	平成 10. 3. 20	豊後国高田住藤原實行作	江戸時代
㉘	刀	大道町	個人所有	平成 10. 3. 20	豊後国高田住藤原實行作	江戸時代							

■新旧対照表

新							旧						
(P254～257)【文化財一覧の修正】							(P254～257)【文化財一覧の修正】						
大分市にある市指定等文化財一覧 ケ登録有形民俗文化財 有形文化財							大分市にある市指定等文化財一覧 ケ登録有形民俗文化財 有形文化財						
1件追加													
(P257)							(P257)						
ク 登録無形文化財							ク 登録無形文化財						
番号	名称または物件	所在地	所有者 または 管理団体	指定年月日	摘要	参考	番号	名称または物件	所在地	所有者 または 管理団体	指定年月日	摘要	参考
㊦	豊後絞りの染色技術	金池町	豊後遊草会	令 6. 2. 21	木綿布の絞り染め技法のひとつ。 豊後絞りの技法を復活したもの。	現代	㊦	豊後絞りの染色技術	金池町	豊後遊草会	令 6. 2. 21	木綿布の絞り染め技法のひとつ。 豊後絞りの技法を復活したもの。	現代
ケ 登録有形民俗文化財							ケ 登録有形民俗文化財						
番号	名称または物件	所在地	所有者 または 管理団体	指定年月日	摘要	参考	番号	名称または物件	所在地	所有者 または 管理団体	指定年月日	摘要	参考
㊧	友永家所蔵一文人形資料	大分市 歴史資料館	個人所有	令 6. 2. 21	一文人形は「浜の市」の有名な玩具で、 首人形の種類。未彩色の首人形 11 点 と、首人形製作用の土型 33 点からなる 資料。	明治時代後期 ～大正時代	㊧	友永家所蔵一文人形資料	大分市 歴史資料館	個人所有	令 6. 2. 21	一文人形は「浜の市」の有名な玩具で、 首人形の種類。未彩色の首人形 11 点 と、首人形製作用の土型 33 点からなる 資料。	明治時代後期 ～大正時代
㊨	工藤長造画「大分昔 風景画」	大分市 歴史資料館	大分市	令 7. 3. 27	工藤長造氏が描いた、明治～昭和の大分 市街地の風景のペン画。大分市の近代の 様子を伝える貴重な資料である。102 点。	昭和時代							
コ 登録無形民俗文化財							コ 登録無形民俗文化財						
番号	名称または物件	所在地	所有者 または 管理団体	指定年月日	摘要	参考	番号	名称または物件	所在地	所有者 または 管理団体	指定年月日	摘要	参考
㊩	萩原天神社夏季祭礼 の人形行事	萩原		令 6. 2. 21	造り物小屋での人形披露や山車巡行など の人形を用いた祭礼。大分市東部の山車 行事の古い姿を伝える。	現代	㊩	萩原天神社夏季祭礼 の人形行事	萩原		令 6. 2. 21	造り物小屋での人形披露や山車巡行など の人形を用いた祭礼。大分市東部の山車 行事の古い姿を伝える。	現代

■新旧対照表

新

(P253) 【県指定文化財の分布修正】
重要文化財の1件追加



旧

(P253) 【県指定文化財の分布修正】



■新旧対照表

